

まえがき

公の施設に指定管理者制度が導入されるようになり、民間が公立博物館を直接運営することができるようになったが、指定管理者が運営する公立博物館の経営環境はどのようになっているのだろうか。平成 27 年度社会教育調査によると、公立博物館 4293 館のうち指定管理館は 1279 館である。そのうち財団法人は 651 館（51%）、企業 277 館（22%）、NPO93 館（7%）などというように、財団法人が最多となっている。財団法人の中でも公設財団法人（一般財団、公益財団）が大多数を占めていることから、公設財団法人の指定管理館の経営状態を調べることは、公立博物館の社会的な役割や、日本の博物館の将来的な動向を探る上などから大切なことである。

本報告書は、文部科学省科学研究費基盤研究（C）「指定管理者制度を導入した公立博物館の経営に関する総合調査研究」（平成 29 年～令和元年度）（課題番号：17K01212）の調査研究の成果を取りまとめたものである。

これまで、科学研究費基盤研究（B）「日本の博物館総合調査研究」（平成 25 年度～平成 27 年度）（研究代表者：滋賀県立琵琶湖博物館長 篠原徹）で行われた調査研究において、博物館指定管理館をテーマに、NPO や企業の指定管理館の実態を調査研究した。今回の調査研究は、公設財団法人が運営する指定管理博物館を対象に、その運営状況を分析することにより、公立博物館に導入されている指定管理者制度を総合的に検討し、指定管理館の経営を適正化するために必要な措置を提言することを目的にする。

今回は、自治体を中心に資を出して設立した「公設財団法人」の指定管理館を中心にした現地調査のほか、運営母体となる財団本部の経営や運営のあり方についても調査した。また、「日本の博物館総合調査研究」時のアンケート調査のデータを用いた分析や、公開シンポジウム、研究会を開催することにより、博物館関係者同士の情報共有や問題点の確認やその解決について討議した。

本調査研究から見てきたことは、さまざまなことがあるが、なかでも地方公共団体の担当部署が博物館に指定管理者制度を導入することに対する目的や理念を考えているところは、指定管理館の職員のモチベーションが高く、一定の成果を上げている。もちろん指定管理館の主体的な活動も見逃すことはできない。これに対して、地方公共団体が理念や目的をもたずに、安価な経費で施設を維持するところは、所管担当部局の理解が得られずに指定管理者が苦勞している事態をしばしば目にした。指定管理者の努力により、直営時代よりも良くなっているところでも、役所が安価な業務委託先とみているところは継続が困難な状況になっている。指定管理者制度をうまく運用しているところと、そうでないところは二極化していることなどが判明した。

公立博物館の経営形態が直営、指定管理者、地方独立行政法人など多様化する状況の中で、博物館経営を見直すことや、将来の博物館経営のあり方を検討するなど、本調査研究の成果が今後の博物館経営の参考になれば幸いである。

最後に、調査に快く応じてくださった関係者や関係機関、ならびにシンポジウム、研究会などにご参加、ご協力していただいた皆様に対し、この場を借りてお礼申し上げます。なお、研究協力者の菅原真悟氏に調査についてご協力いただいた。本書の編集は山本洋氏に担当していただき、また小町大和氏にお世話いただいた。記して感謝申し上げます。

令和 2 年 1 月

研究代表者 金山喜昭